

(※別紙)

Q10.

本市は、庁内関係部局へ正確な情報提供を行なうことを目的に、本市庶務担当課長会議にて「多重債務者に関する情報を有している所属の把握」について照会を行った。

現在、関連する全ての部局に対し、弁護士会・司法書士会等の無料相談窓口や、多重債務者が相談をするにあたっての留意点等を記載したチラシを配布し、日々の業務の中で見かけた多重債務者を速やかに法律専門機関へ導けるような体制を整えている。

また、随時必要な情報を記載した「多重債務問題関連ニュース」を、他の相談窓口等に送付・送信し、関連部局との情報共有を緊密に図っているところである。